

預金商品の概要 [財形預金]

平成25年2月18日現在

1. 商品名 (愛称)	財形積立定期預金
2. 販売対象	勤労者の方
3. 期間	3年以上10年以内で定期的に積み立て 3ヵ月の据置が必要です。
4. 預入	
(1) 預入方法	事業主が勤労者の給与・ボーナスから控除して預入する必要があります。
(2) 預入金額	1,000円以上
(3) 預入単位	1,000円単位
5. 払戻方法	満期日以降に一括して支払います。
6. 利息	
(1) 適用金利	固定金利 預入ごとにその預入日の預入期間に応じた店頭表示の利率を適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	満期日から遡って2年目ごとの応当日を利息計算日とし、利息計算日に預入日から1年以上経過している個々の預入分について利息計算し元金に組入れます。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(4) 税金	非課税の扱いは出来ません。 20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	
9. 中途解約時の取扱い	原則中途解約は出来ません。
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)